

## 台風で壊れた屋根の修理代は保険がきくので無料だと言われた！

自宅に突然業者が訪ねてきて「屋根を見せてほしい。」と言われた。屋根にのぼって撮った写真を見せてもらうと、瓦が1枚ずれていた。「先日の台風で壊れたことにすれば保険がきくので無料で修理ができる。他にも古くなったところがあるので台風で壊れたことにしてまとめて修理しましょう。保険会社との交渉は業者が行う。」と言われ、100万円の見積もりを出された。負担なく修理できれば良いと思い契約してしまっただが大丈夫だろうか？

### 注意

- ・台風・豪雨・大雪・地震などの自然災害の後にトラブルが多くなります。
- ・「自己負担ゼロ」を強調して勧誘してきます。
- ・セールスしている事業者と保険会社は無関係です。工事をして費用が必ず賄われるとは限りません。
- ・ウソの理由による保険金請求は保険金詐欺に該当する場合があります。

### ポイント

- ・住宅修理やリフォームに関して、「保険金が使える」と言って勧誘されたときは、契約前に加入している損害保険会社または代理店に相談してください。
- ・契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。



## 廃品回収で思いがけない高額請求！

廃品回収業者から「不用品を何でも回収する」という電話があり、処分したいものがあったので依頼した。電話では「費用は3万円くらい」と言われ、冷蔵庫や洗濯機など電化製品を何点か用意した。しかし当日詰め込み作業が終わると、10万円を請求された。電話での話と違い高すぎると思ったが、業者が威圧的で仕方なく払ってしまった。

### 注意

- ・「無料で」とうたっていたり、安い金額で勧誘を受けたとしても、作業終了時に高額請求されるケースがあります。
- ・投げ込みチラシや、車でアナウンスしながら巡回する勧誘もあります。

### ポイント

- ・粗大ごみや不用品の処分は市町村のルールに従いましょう。
- ・一般廃棄物の収集・運搬は市区町村に許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄の元になりやすいので注意が必要です。
- ・不用品を処分したい場合は複数の事業者から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう
- ・作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。



困ったときや不安になったら、早めに消費生活センターに相談しましょう